



## 若者の住宅取得・定住を応援します

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

住宅取得に要した費用	補助金額
1,500万円以上	100万円
1,500万円未満	取得金額の20分の1

**対象となる人**

- ・ 交付申請日に40歳未満の人
- ・ 交付後5年以上継続して補助対象住宅に居住する人
- ・ 市税を滞納していない人

**対象となる住宅**

- ・ 平成23年4月1日以降、市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅
- ・ 市内業者が建築し、または市内業者を介して購入した住宅
- ・ 居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えた住宅



### 若者定住促進・地域経済活性化事業補助金

若者の定住と地域経済の活性化を図るため40歳未満の若者世帯の住宅取得に対する補助金を交付します。



## まちの行政相談委員

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000

町名	委員名
高瀬	白川 忠澄 <b>新</b>
山本	金山 誠司
三野	永江 喜明
豊中	神原 道央
詫間	西山佳代子 <b>新</b>
仁尾	土山 修身
財田	大西 誠二 <b>新</b>

(敬称略)

行政相談委員は皆さんの身近な相談相手です。国や県、市の仕事やサービス、各種制度の手続きなどで困ったときには、お気軽にご相談ください。



## 工業統計調査を実施します

▶問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

国や市の工業の実態を明らかにするための調査を実施します。この調査は、政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の結果は、中小企業や地域の振興など、国・県・市の施策の基礎資料として活用されます。

調査票調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に実施します。調査により取得した情報は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

調査基準日 6月1日（木）



## 6月1日は人権擁護委員の日

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

町名	委員名	日時	場所
山本	藤川 和子 近藤 貞則 藤田千代子 原 豊	6月1日（木） 午前10時～午後3時	山本町農村環境改善センター
三野	加賀宇由基 関 雅美 建林伊都子 細川 芳樹	6月1日（木） 午前10時～午後3時	三野町社会福祉センター
詫間	藤村 隆 柚本 計悟 板倉 順子 小野 敏夫	6月1日（木） 午前10時～午後3時	詫間福祉センター
仁尾	木下 実 辻 演美 大矢根節子	6月5日（月） 午前10時～午後1時	市民センター仁尾
財田	重信 厚 木下 政晴 神原 和代	6月14日（水） 午前10時～午後3時	財田庁舎
高瀬	石井 昭夫 近藤 繁子 小野 益一 小野 恭平 詫間 定男	6月14日（水） 午前10時～午後3時	みとよ未来創造館（旧・高瀬町農村環境改善センター）
豊中	十川 剛 秋山 勝美 秋山 茂利 十川ゆかり	6月14日（水） 午前10時～午後3時	豊中庁舎

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知および人権思想の普及や高揚に努めています。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、全国の市町村に配置され、地域に密着した活動を行っています。市では、4月1日付けで、次のお二人が委嘱されました。

十川 剛さん（豊中・再任）  
小野 敏夫さん（詫間・再任）

人権擁護委員の活動の一つに人権相談があります。市においても、次の日程で人権相談を実施します。（敬称略・順不同）

※4月1日現在

### 空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金

空き家バンクを通じて賃貸借・売買契約を結んだ空き家に対し、市内業者によるリフォーム工事を行う場合、補助金を交付しています。

### 県外から転入された皆さんへ 移住促進・家賃等補助金

県外から本市に転入した人の住宅の賃借に要する費用の一部を補助し、本市への移住の促進を図ります。

**対象となる人**

- ・ 次のすべてを満たす人
- ・ 平成28年3月1日以降に県外から市内に転入した人
- ・ 移住に際し、新たに住宅を賃借契約を締結した人
- ・ 本市への転入前、3年以上県外に居住していた人
- ・ 県税ならびに市税に滞納がない人

**対象とならない人**

- ・ 次のいずれかにあてはまる人
- ・ 企業などの人事異動や就学などにより市内に定住しないことが明らかである人

#### 補助金額

①住宅家賃補助金  
対象となる月額賃は、「賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料などを除く）－住宅手当など」×2分の1（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、2万円を上限とします。

※転入した日の属する月の翌月から2年間（24カ月）までが対象です。

②住宅初期費用補助金  
住宅の初期費用とは礼金、不動産取引手数料および家賃支払保証料です。「賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額－事業主からの手当」×2分の1（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）で6万円を上限とし、1回限り支給します。

※補助金には他にも要件があります。詳しくは、田園都市推進課までお問い合わせください。